

令和2年度税制改正要望結果 (参考資料)

令和元年12月
内閣府

目次

< 内閣府が主管の項目 >

【地方創生の推進】

1. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長 1ページ
2. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 2ページ
3. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 3ページ
4. 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 4ページ
5. 国家戦略特区における所得控除制度の延長 5ページ
6. 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 6ページ
7. 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 7ページ
8. 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 8ページ

【民間資金等活用事業(PFI)の推進】

9. PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置の延長 …………… 9ページ

【市民活動の促進・公益活動の増進】

10. 認定NPO法人等に対する現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の

承認手続きの簡素化と特定買換資産の特例措置の適用 …………… 10ページ

11. 認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外 …………… 11ページ

【防災政策の推進】

12. 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 …………… 13ページ

【沖縄政策の推進】

13. 沖縄型特定免税店における関税の軽減措置の延長 17ページ
14. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長 18ページ
15. 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長 19ページ
16. 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の
特例措置の延長 20ページ
17. 沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長 21ページ

現行制度

内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。

要望の背景

企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの（寄附額： 7.5億円、 23.6億円、 34.8億円）、本税制を活用している地方公共団体数は428団体（24.5%）にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。

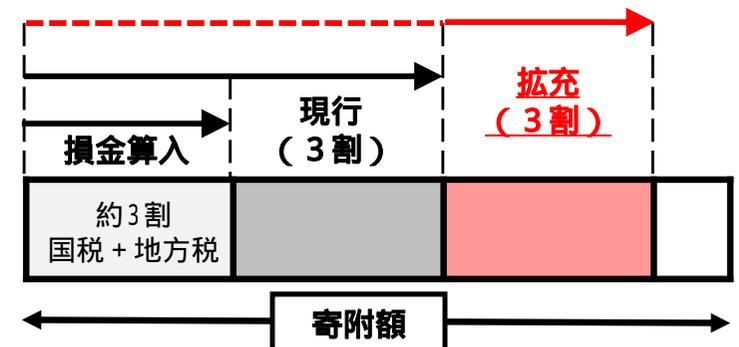
「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）の策定に向けた基本的考え方を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。

地方創生の更なる充実・強化に向け、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期限の延長と税制優遇措置の拡充等を実施することが必要である。

要望結果

1. 税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長する。
延長された期間の中途において効果検証を実施する。
2. 税額控除割合を3割から6割に引き上げる。
3. 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換する。（認定手続の簡素化）
4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大する。
5. 寄附時期の制限を大幅に緩和する。
（地域再生計画の認定後は寄附の受領を可能とする。）

例) 100万円寄附すると、法人関係税において
最大約90万円の税が軽減



地方拠点強化税制の延長・拡充

1. 地方拠点強化税制の概要

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転する又は地方拠点の強化を行う場合、税制優遇措置を講じる。

2. 整備計画の認定状況(令和元年10月末時点)

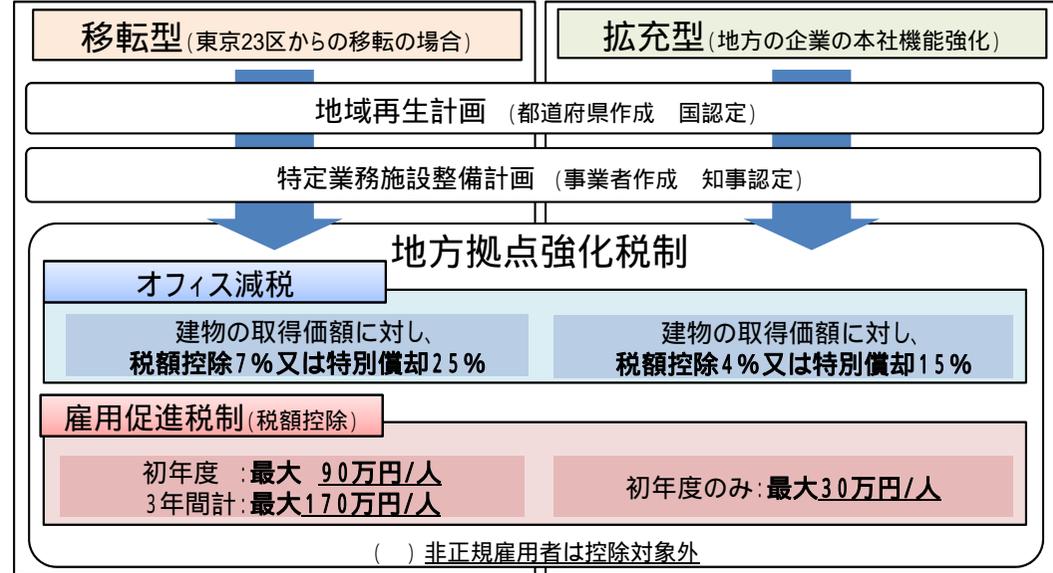
【事業件数】 **368件**

うち、本税制の適用実績(平成27~29年度)

【オフィス減税】 **55件**

【雇用促進税制】 **19件**

【雇用創出人数】 **14,839人**



3. 令和2年度税制改正要望の結果概要

オフィス減税・雇用促進税制ともに、適用期限を2年間(令和4年3月末まで)延長。

雇用促進税制(移転型)について、税額控除を拡充。()税額控除額については、企業が東京23区から近畿・中部圏中心部以外の地方へ本社機能を移転した場合で、かつ正規の新規雇用者を雇い入れた場合の額を示す。

現行

- 初年度の税額控除: **60万円 or 90万円/人** ()企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人
- 3年間の適用期間における税額控除: **150万円/人** ()上限は企業全体の雇用増加分
うち、オフィス減税との併用分: **90万円/人** ()上限は地方での雇用増加分

拡充

- **90万円/人** ()雇用増加率に関わらず、一律
- **170万円/人** ()現行と同様
- **120万円/人** ()現行と同様

雇用促進税制(移転型・拡充型)の適用要件を一部緩和等。

現行

- 企業全体の**給与額が、前年度より一定以上増加**しなければ、雇用促進税制の**適用不可** ()雇用者数の増加率×20%以上増加していること
- 雇用促進税制の適用対象となる**施設整備の範囲**のうち、「**既存施設の用途変更**」に該当するかどうかの判断基準が**不明確**

緩和等

- 企業全体の**給与額の増減に関わらず、適用可能** ()要件を廃止
- **オフィス環境の整備(例:事務機器の増設)**を行う場合でも、雇用促進税制の**適用可能**であることを**明確化**

地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用機会の創出や生活サービスの提供(小さな拠点の形成に資する事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置の延長を行う。

【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

(事例)

産直市場の運営



株式会社豊かな丘(長野県豊丘村)

日用品の販売



株式会社長谷(兵庫県神河町)

高齢者の生活支援



株式会社あいポート仙田(新潟県十日町市)

ガソリンスタンドの運営



株式会社大宮産業(高知県四万十市)



寄附金控除の対象

(出資額分()を総所得金額から控除)

出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域: 中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件: 中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

【要望結果】 一部見直し()のうえ、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日)。
控除対象限度額の引き下げ(1,000万円 800万円)及び提出書類の削減 <エンジェル税制共通の見直し事項>

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(H26年度創設)

施策の背景

< 制度概要 >

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受ける事業「医療」、「国際」、「農業」分野の特定事業を行うものに限る。

【対象設備】 機械・装置(取得価額: 2千万円以上) (4千万円以上)
 開発研究用器具・備品(取得価額: 1千万円以上) (2千万円以上)
 建物・附属設備・構築物(取得価額: 1億円以上)

特定中核事業(先端的術を活用した医療等の医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発)に該当する場合

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

要望結果

一部見直し()の上、本税制の適用期限を**2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) 対象事業の一部見直し等

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例措置(事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度)について、一部見直しの上、指定会社の指定期限を2年延長する。(平成28年度創設)

施策の背景

< 制度概要 >

対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、 の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。(法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象)

対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*

一定のIoT等: インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

主な法人指定要件

【指定期限】 令和2年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る。)以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

要望結果

一部見直し()の上、本税制の適用期限を **2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) 対象事業の一部見直し

現行の国家戦略特区制度において認められている、特区内における民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例措置について、3年延長を行う。(平成27年度創設)

施策の背景

< 制度概要 >

軽減税率(所得税、個人住民税 いずれも 2,000 万円以下の部分につき適用)

・所得税 : 15%(本則) **10%**(特区)

・個人住民税 : 5%(本則) **4%**(特区)

法人重課

(法人税、法人住民税 譲渡益の5%)・**適用除外**

< 適用要件 >

1. 施行区域の面積が 500 m²以上

2. 次のいずれかに該当すること

「公益的施設(1)のうち、原則 2つ以上の整備」を含み、「都市関係のワンストップ特例(2)を活用」する事業

「専ら、公益的施設の用に供する建築物」する事業

(1)公益的施設の種類の種類

高度医療研究施設 / 外国会社向けインキュベーションオフィス /
MICE用施設 / 外国人向け学校・保育所・病院、サービスアパートメント
バスターミナル / 公園、緑地又は広場 など

(2)都市関係のワンストップ特例 (国家戦略特区法)

建築基準法 / 土地区画整理法 / 都市計画法 / 都市再開発法 /
都市再生特別措置法の特例

要望結果

本税制の**適用期限を3年間延長**する。(令和2年1月1日～令和4年12月31日)

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(平成27年度創設)

施策の背景

< 制度概要 >

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

- ・控除額：株式取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- ・適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人
- ・会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
 設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加で、売上高営業利益率 2%以下 など
 (2)農業・医療・バイオ分野の中小企業
 設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

要望結果

一部見直し()の上、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) 控除対象限度額の引き下げ(1千万円 8百万)及び提出書類の削減 <エンジェル税制共通の見直し事項>

現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(H23年度創設)

施策の背景

< 制度概要 >

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

【対象分野】

- 環境負荷低減、保全に関する研究開発等
- ...環境配慮型自動車、再生可能エネルギー源、先進的技術を用いた電池等
- 高度な医療技術、医療機器、医薬品に関する研究開発等
- ...放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- 高度な産業技術に関する研究開発等
- ...炭素繊維、航空機の機体、半導体集積回路等

【対象設備】 機械・装置(2千万円以上)、
開発研究用器具・備品(1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(1億円以上)

【特別償却の割合】 取得価額の34%(建物等17%)

【税額控除の割合】 取得価額の10%(建物等5%)
(当期法人税額の20%までが限度)

【設備等取得の期間】 法人指定の日から
令和2年3月31日まで

措置	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%

要望結果

一部見直し()の上、本税制の適用期限を2年間延長する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) 対象事業の一部見直し

BOT方式で整備される公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長 (民間資金等活用事業(PFI)の推進)

要望の背景

BTO方式 : Build-Transfer-Operate BOT方式 : Build-Operate-Transfer

民間事業者が公共施設等を建設、管理運営し、事業期間終了後に施設等の所有権を公共に移転するBOT方式は、創意工夫が発揮しやすいとともに、施設所有に係るリスクが軽減されるなどのメリットがあることから、**庁舎、給食センター、公立学校など主に公共からのサービス購入料で運営する施設に限り、H17年から課税標準の2分の1の特例**が認められていた。

しかし、BOT方式の事業数はあまり伸びておらず、**BOT方式は直近5年で5件の増加**（PFI事業全体では直近5年で実施方針件数は約200件増加）にとどまっている。

民間事業者へのヒアリングによれば、

- ・課税標準を2分の1にする特例では、あまり効果がない
- ・現在は非収益施設に限定されているため、対象施設が絞られてしまう

BOT方式は音楽ホールや美術館、会議場などの利用料金収入を得て運営する施設において柔軟に施設を改修できるなどの効果があるにもかかわらず、**収益施設等のBOT方式は12件**（BOT方式全体で59件）しかない。税制の特例措置の対象から外れているためである。

要望内容

PFI事業におけるBOT方式のシェアを増やすため、課税標準の2分の1の特例を「**非課税**」とし、施設の対象を主にサービス購入料で運営するものに加え、「**利用料金収入を得て運営する施設**」を加え、「**本則としての無期限措置**」となるよう要望する。

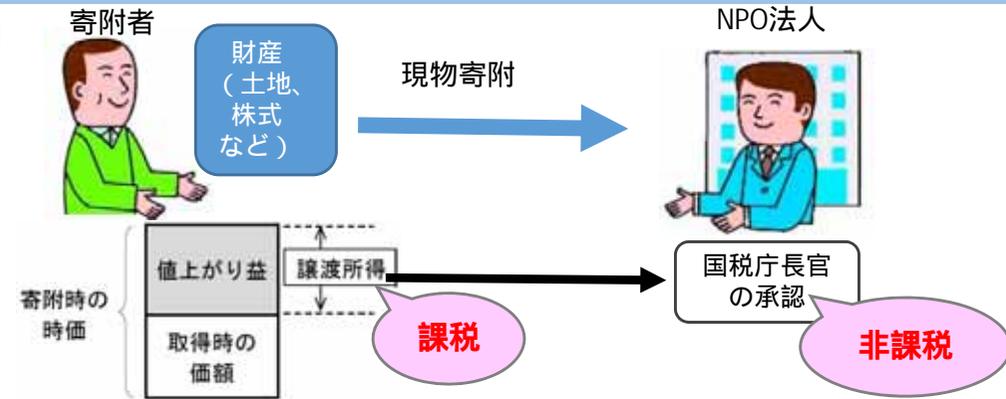
要望結果

PFI法に規定する選定事業により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税について1/2減免とする現行措置の**適用期限を5年間延長する。(令和7年3月31日まで)**

現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化と特定買換資産の特例措置の適用【所得税】

1. 現行の制度（一般特例）

- 個人が土地、建物、株式などの財産を特定非営利活動法人（NPO法人）へ寄附した場合、取得時から寄附時までの値上がり益（譲渡所得）に対して所得税が課税される（所得税法59）。
- ただし、寄附日から2年以内に公益目的事業の用に直接供される、又は供される見込みであることなどの要件⁽¹⁾を満たし国税庁長官の承認を受けたとき、非課税となる。（租税特別法40） **一般特例**



- (1) 要件1 寄附が公益の増進に著しく寄与すること。
要件2 寄附財産が、その寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。
要件3 寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。

要望の背景

少子化の進行や社会貢献意識の高まり等を背景に、非営利活動を行う団体への遺贈も含めた寄附意向は高い。

現行の一般特例は、寄附された資産を公益目的事業の用に2年以内に直接供され（又は供される見込み）なければならず、承認手続きが面倒、承認までに時間がかかるとの理由で、活用が進んでいない。

2. 要望結果

- 認定・特例認定NPO法人に対する寄附財産が一定の要件⁽²⁾を満たすものについては、他の承認特例対象法人⁽³⁾と同様の承認特例を適用し、国税庁長官の承認手続きを簡素化⁽⁴⁾する（租税特別法施行令25の17）とともに、寄附された財産を公益目的事業の用に供する別の資産に買換えた場合についても、みなし譲渡所得税の非課税の対象とする。

- (2) 要件1 寄附した人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと。
要件2 寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じ、一定の基金もしくは基本金に組み入れる方法により管理されていること。
要件3 寄附を受けた法人の理事会等において寄附の申出を受けると及び要件2の組入れが決定されていること。
- (3) 承認特例対象法人とは、公益社団・財団法人、国立大学法人等、学校法人及び社会福祉法人をいう。
- (4) 申請書を提出した日から1か月又は3か月以内に国税庁長官の承認がなかったとき、その申請について非課税承認があったものとみなされる。

認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外

1. 現状と課題

(1) 現状

- NPO法人が、個人等からの寄附が優遇される認定NPO法人として認定されるためには、広く市民からの支援を受けているかどうか、NPO法に定めるPST基準()に照らして判断される。具体的には、収入全体に占める寄附金の割合(PST)が20%以上であることが必要。また、認定NPO法人はPST20%以上を維持する必要。

(相対値基準)

$$\frac{\text{寄附金等収入金額(受入寄附金総額－一者あたり基準限度超過額等)}}{\text{經常収入金額(総収入金額－国等からの補助金・委託事業費等)}} \geq 20\%$$

* PSTの算定に当たって、特定の者からの巨額の寄附がPSTの値に過度な影響を与えることのないよう、一人又は一つの団体の寄附金としての算入上限額(NPO法人に助成する団体が特定公益増進法人の場合は50%、それ以外の場合は10%)が設けられている。

(絶対値基準)

寄附者の数が年平均100人以上であること。

(2) 課題

- 休眠預金等活用制度の下で、資金分配団体又は実行団体として、NPO法人や公益社団法人等の一定の寄附の優遇措置を有する法人が、休眠預金等からの助成金を受け、民間の公益的な活動を担うことが想定される。
- PSTの算定にあたって、休眠預金等からの助成金を經常収入(相対値基準の分母)とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。また、運用上、NPO法人が民間の助成財団等から助成金を受けた場合、一定の場合に「寄附金」として扱われているが、休眠預金等からの助成金を「寄附金」として寄附金等収入(相対値基準の分子)とみなすと、PSTの値に影響を与える可能性がある。

例1) 資金分配団体が特定公益増進法人の場合、助成金を受ける実行団体のPSTの値が大幅に上昇(50%付近まで可能)

例2) 認定NPO法人が資金分配団体になり、JANPIA(一般財団法人)から受け取った助成金を「寄附金」として扱った場合、PSTの値が20%を割り込む可能性

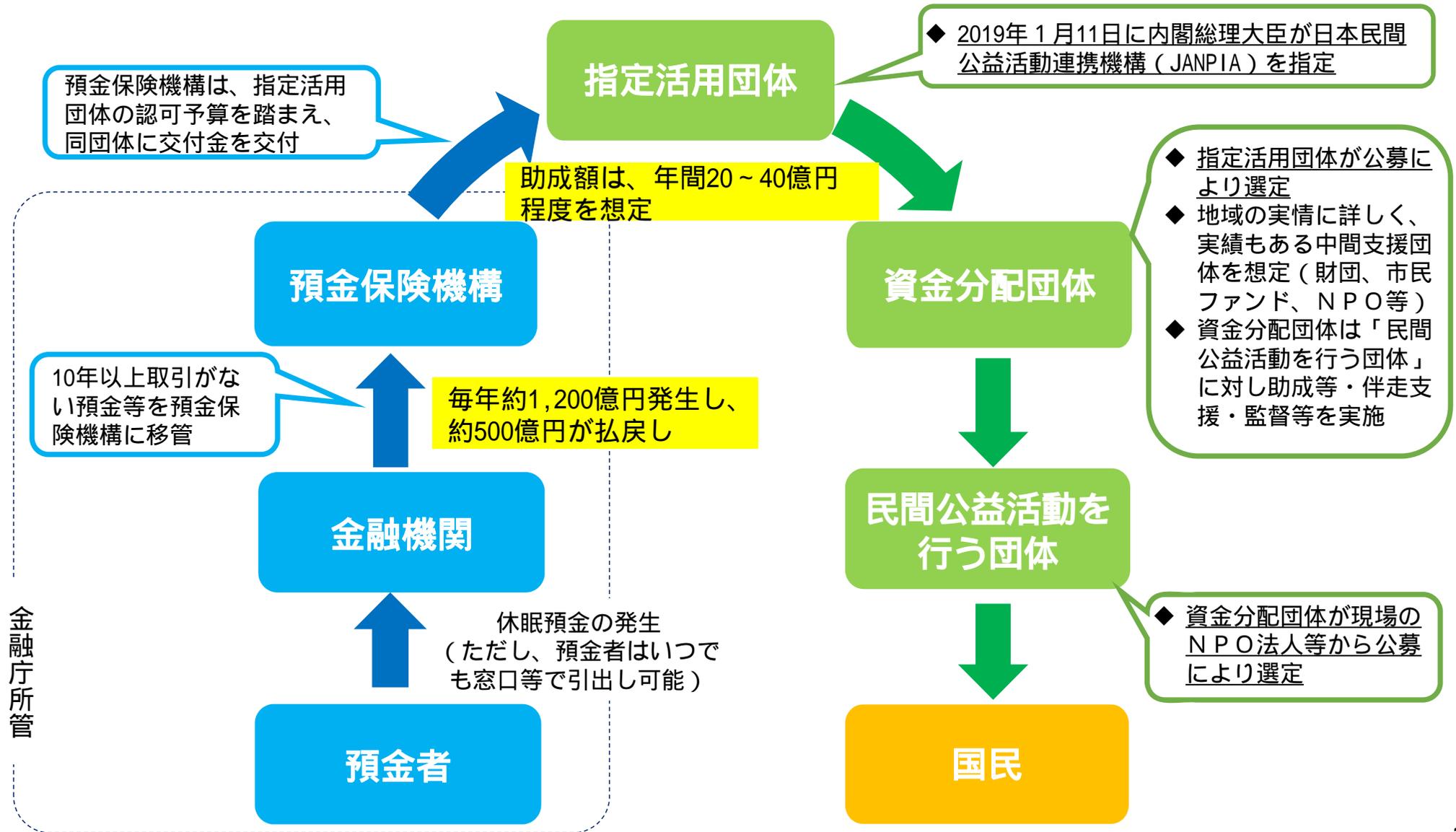
2. 必要な措置

認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外し、認定の判断に影響を及ぼさないようにする。

また、寄附者が税額控除を受けられることができる一定の公益社団法人等(更生保護法人、学校法人、社会福祉法人等)に関し、その認定の要件についても同様の措置を講じる(公益社団法人等については、法務省、文部科学省、厚生労働省と共同要望)

休眠預金等活用制度（概要イメージ図）

- ▶ 休眠預金等活用制度は、2016年12月に議員立法で成立
- ▶ 国・自治体に対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う「子ども若者支援、生活困難者支援、地域活性化等支援」の活動に休眠預金を活用予定



地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の**固定資産税の軽減措置を拡充・延長**する。

施策の背景

今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる可能性がある地域は日本のほぼ全土であり、特に南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震は、発生確率や想定される被害の甚大性に鑑みても、その対策は急務である。これらの地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進することが必要。各地の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが重要。

要望の結果

現行制度の概要

【対象者】

物品販売業を営む店舗(30人以上収容)、飲食店(30人以上収容)、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設又は事業を管理・運営する者
石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設又は事業を管理・運営する者 等

【対象地域】

東海地震に係る地震防災対策強化地域
南海トラフ地震防災対策推進地域
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

【対象資産】

緊急地震速報受信装置(これと同時に設置する専用の報知装置を含む。)
緊急遮断装置(と同時に設置する場合。)
感震装置(及び と同時に設置する場合。)

【特例措置】

固定資産税の課税標準を3年間2 / 3とする。

【適用期限】

令和2年3月31日

【対象者】

同左

【対象地域】

南海トラフ地震防災対策推進地域
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
首都直下地震緊急対策区域

【対象資産】

同左

【特例措置】

同左

【適用期限】

3年間延長(令和5年3月31日)

(参考) 特例措置の対象資産について

緊急地震速報受信装置

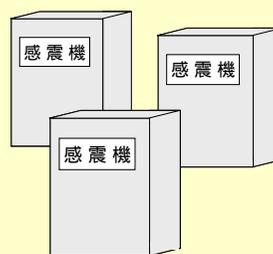


緊急地震速報を受信

- 【受信】** 気象庁発表の緊急地震速報を受信
- 【算出】** 設置場所における予測震度・到達時間を算出
(算出しないで気象庁発表の緊急地震速報をそのまま使うタイプもある)
- 【制御】** 表示装置に情報を表示させたり、緊急遮断装置等の関連設備を作動させる

緊急地震速報受信装置については、下記URLに紹介されています。
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eeew/data/nc/katsuyou/receiver.html>

感震装置



P波を感知

- 【感知】** 地震の初期微動(P波)を感知
- 【制御】** 緊急遮断装置等の関連設備を作動させる

緊急地震速報受信装置と感震装置を一体的に整備し、緊急地震速報とP波の両方の情報を用いることで、より高い精度で制御を行うことが可能。

制御

() 報知装置

周囲の人達に報知



壁面等に設置し、周囲の人達に猶予時間や推定震度を知らせることにより、身構える等の行動を促す。

緊急遮断装置

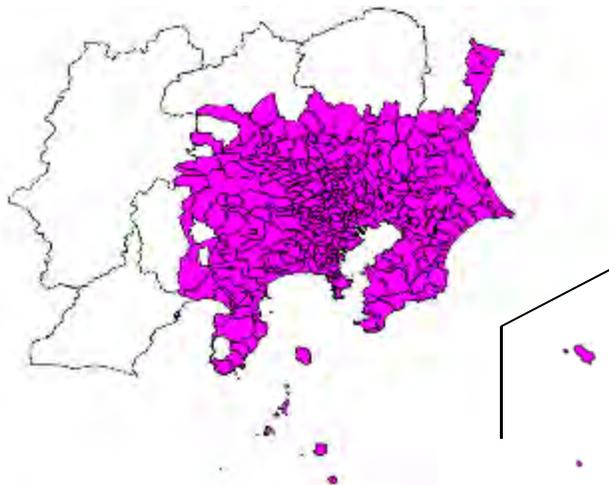
危険物等の供給を遮断

受信装置(又は感震装置)からの信号を受けて、燃料等の配給管の遮断弁を作動させ、ガス・油等の危険物の流出を防止。

報知装置及び緊急遮断装置は緊急地震速報受信装置又は感震装置と一体的に整備する場合、感震装置は緊急遮断装置と一体的に設置する場合に、特例措置の対象となります(報知装置のみ、緊急遮断装置のみ、感震装置のみを整備する場合は対象外となります。)

(参考) 拡充後の税制特例措置の対象範囲について

首都直下地震緊急対策区域



南海トラフ地震防災対策推進地域



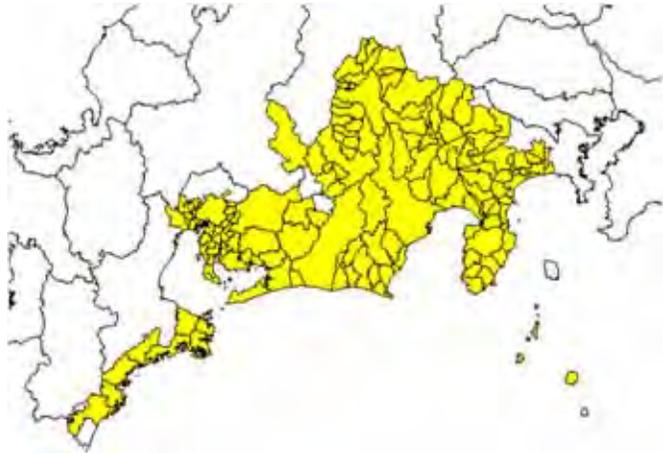
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



- : 首都直下地震緊急対策区域
- : 南海トラフ地震防災対策推進地域
- : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

(参考) 現行の税制特例措置の対象範囲について

地震防災対策強化地域（東海地震）



南海トラフ地震防災対策推進地域



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域図



- 黄色 : 地震防災対策強化地域（東海地震）
- オレンジ色 : 南海トラフ地震防災対策推進地域
- 緑色 : 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

沖縄型特定免税店に係る関税の特例措置

背景・必要性

本制度は、沖縄におけるショッピングの魅力を高めるため、国内観光客に対して輸入品の関税を免除
沖縄型特定免税店は多くの観光客に利用され、**沖縄の観光地としての魅力向上に寄与**

措置の概要

免税措置：沖縄地区税関長の承認を受けた小売業者から購入し、
携帯して沖縄県以外の本邦の地域へ持ち出す輸入品
について関税を免除（購入限度額20万円）。

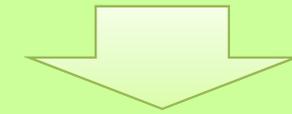
購入者：沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客

購入場所： 空港内旅客ターミナル施設又は港湾内旅客施設
観光地形成促進地域内の特定販売施設

の要件：特定小売施設及び特定飲食施設の合計2,000㎡以上
免税店部分1,000㎡以上

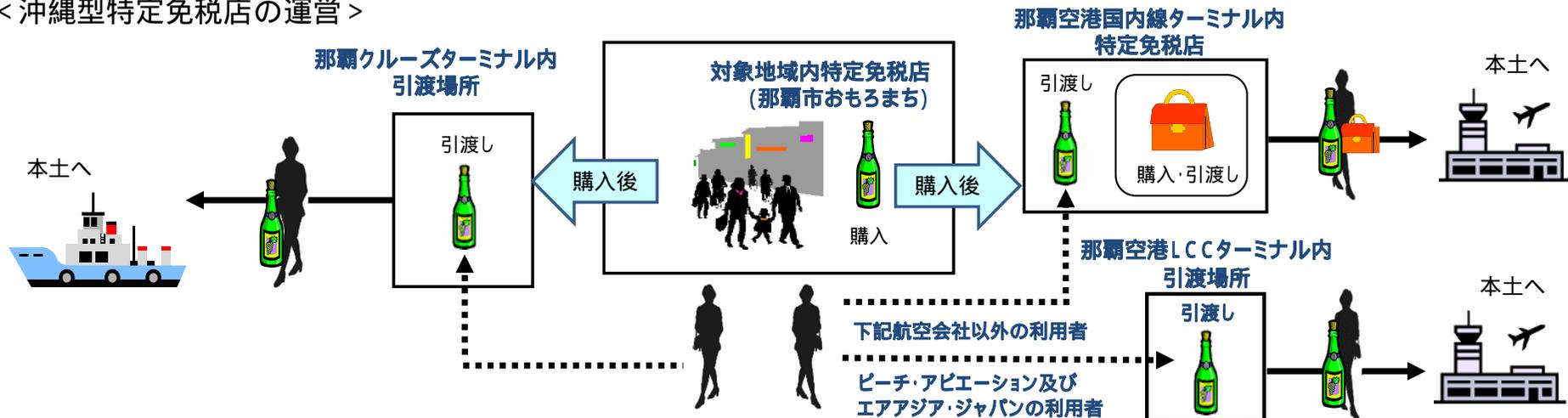
期待される効果

空路・海路による観光客の誘致
拡大、沖縄ショッピングの魅力向上



観光客の拡大
観光収入の増加

< 沖縄型特定免税店の運営 >



沖縄路線に係る航空機燃料税の特例措置

背景・必要性

本土から遠隔地にあり、陸路が絶たれている沖縄の置かれた地理的事情は、ヒト、モノの移動の不利性につながり、産業振興の大きな制約要因。

沖縄経済を牽引する観光と物流を振興するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置が不可欠。

航空機燃料税の軽減措置は、沖縄振興特別措置法第27条に規定。

概要

沖縄路線に係る航空機燃料税について、軽減措置(9,000円/kℓ)

沖縄路線



9,000円/kℓ(全国の1/2)

全国



18,000円/kℓ(本則の特例税率)
(本則 26,000円/kℓ)

平成9年度に創設

対象路線は、本土 - 沖縄島(那覇)、宮古島、石垣島、久米島、下地島を結ぶ各路線及び沖縄県の区域内を結ぶ全路線

期待される効果

< 観光振興 >

- 本土からの観光客の安定的確保
- 観光収入の増加 等

< 国際物流拠点の形成 >

- 国際物流拠点としての国際競争力の強化
- 高付加価値モノづくり企業等の新たな国際物流拠点産業の集積
- 県産品の移出機会の拡大 等

引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長 (石油石炭税)

本措置は、沖縄における電気事業が、需要規模の狭小性や地理的・地形的制約等の構造的
不利性を有していることなどに配慮し、沖縄振興の観点から、免税措置を講じているもの。
沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に資するもの。

現行制度 【創設年度：平成15年度、適用期限：令和元年度末】

発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税を免除する。

【石油石炭税 税率(石炭)】

期 間	税 率
H15.10 ~ H17.3	230円/ t
H17.4 ~ H19.3	460円/ t
H19.4 ~ H24.9	700円/ t
H24.10 ~ H26.3	920円/ t
H26.4 ~ H28.3	1,140円/ t
H28.4 ~	1,370円/ t

【石油石炭税 税率(LNG)】

期 間	税 率
S63.8 ~ H15.9	720円/ t
H15.10 ~ H17.3	840円/ t
H17.4 ~ H19.3	960円/ t
H19.4 ~ H24.9	1,080円/ t
H24.10 ~ H26.3	1,340円/ t
H26.4 ~ H28.3	1,600円/ t
H28.4 ~	1,860円/ t

平成24年10月から、地球温暖化対策のための税を上乗せ。

減収額 30億円(制度自体の減収額)

要望結果

現行措置を2年間延長する。

本措置は、沖縄における電気事業が、需要規模の狭小性や地理的・地形的制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄振興の観点から、軽減措置を講じているもの。
沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に資するもの。

現行制度 【創設年度:昭和57年度、適用期限:令和元年度末】

沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産(事務所及び、宿舍の用に供するものを除く。)に係る固定資産税の課税標準について、3分の2とする。

【固定資産税に関する特別措置内容の推移】

昭和51年度～昭和56年度 特別措置なし

昭和57年度～令和元年度 課税標準額を3分の2に減額

標準税率は通常通り1.4%を適用。

減収額 11億円(平年度)(令和元年度沖縄電力試算)

平年度の減収見込額は令和2～3年度の減収見込額の平均値を記載。

要望結果

現行措置を2年間延長する。

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置

制度の概要・要望結果

沖縄県内に移出等される揮発油について揮発油税・地方揮発油税を **7円/L軽減**

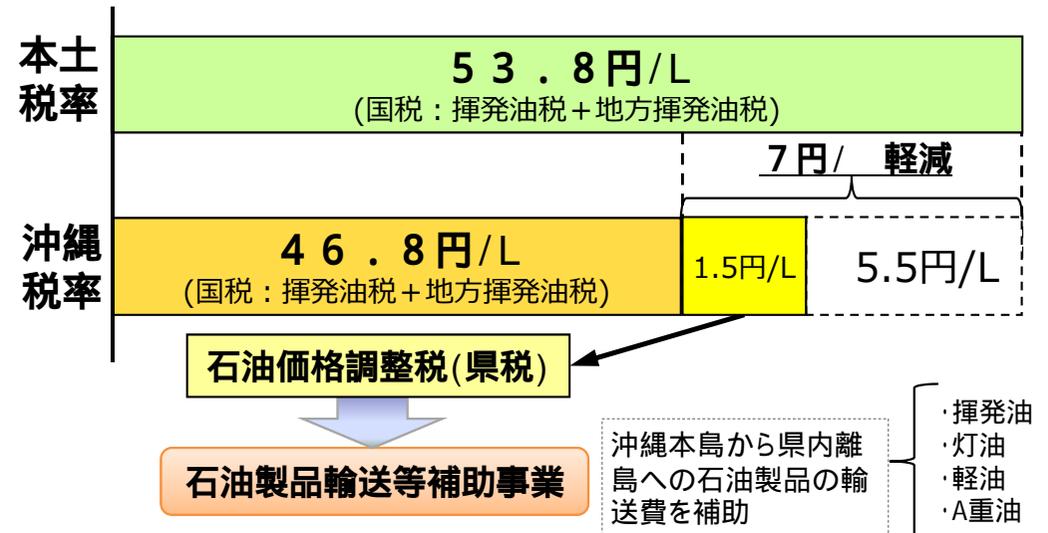
沖縄県は本軽減措置を前提に石油価格調整税（県税・法定外普通税）として1.5円/Lを徴収し、**県内離島への石油製品の輸送費補助事業**を実施

適用期限

令和2年5月14日まで

(要望結果) 令和4年5月14日まで(2年間延長)

ガソリン税の軽減措置と石油製品輸送等補助事業



軽減実績

(単位：百万円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ガソリン税軽減税額	4,609	4,704	4,825	4,787	4,710
(参考) 輸送費補助実績	999	980	1,016	969	983

背景事情・政策目的

沖縄の特殊事情等への対応

沖縄のガソリン価格を抑制 → 県民生活・産業経済の安定

1人当たり県民所得は全国平均の約7割、低所得世帯(世帯所得が200万円未満)の割合は34.5%で全国で最も高い、沖縄の家計消費に占めるガソリン代の割合は全国平均の約1.5倍、完全失業率は4.4%で全国一高い

本島・離島間の石油製品価格を平準化 → 離島住民の生活及び地域経済の安定

沖縄の離島は東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に散在し輸送コストがかかり石油製品価格が高い